



# オリックス 世界国債ファンド (グローバル・ダイナミック・デュレーション) (為替ヘッジあり)

追加型投信 / 内外 / 債券

商品分類			属性区分				
単 位 型 ・ 追 加 型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (公債))	年1回	グローバル (含、日本)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「オリックス 世界国債ファンド(グローバル・ダイナミック・デュレーション)(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年3月16日に関東財務局長に提出しており、2023年4月1日にその効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードできます。  
本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。また、投資信託説明書(請求目論見書)については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

SBIアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号

設立年月日:1986年8月29日

資本金:4億20万円(2023年4月1日現在(予定))

運用する投資信託財産の合計純資産総額:3兆7,533億35百万円  
(2023年1月末現在)

照会先

ホームページ <http://www.sbiasset.co.jp/>

電話番号 03-6229-0097

(受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

SBI Asset Management

※2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社として、新生インベストメント・マネジメント株式会社とSBIアセットマネジメント株式会社は合併いたしました。運用する投資信託財産の合計純資産総額は合併前のものであり2社の合計金額です。

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

## ファンドの特色

1. 主としてOECD加盟国が発行する債券もしくはOECD加盟国により保証された債券<sup>※1</sup>に投資を行います。

当ファンドは、ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人「Robeco QI Global Dynamic Duration IBH JPY」投資証券(以下「投資先ファンド」といいます。)への投資を通じて、主としてOECD加盟国が発行する債券もしくはOECD加盟国により保証された債券(短期債等を含みます。)への投資を行い、国債先物取引等のデリバティブ取引を用いてポートフォリオのデュレーション<sup>※2</sup>を機動的に調整します。

※1 主として大手格付機関においてA格以上の格付けが付与されている債券への投資を行いますが、BBB格の債券に投資を行うことがあります。

※2 デュレーションとは、債券を保有することで利子および元本を受け取ることのできるまでの期間を加重平均したもので、債券投資の平均回収期間を示すほか、金利が一定の割合で変動した場合に債券価格がどの程度変化するかを示す感応度も示しています。

2. 投資先ファンドにおいて、外貨建て資産に対し原則として対円で為替ヘッジ取引を行います。円と外貨建て資産の通貨との短期金利差が拡大すれば、ヘッジコストまたはヘッジプレミアムが大きくなり、基準価額の変動要因となります。

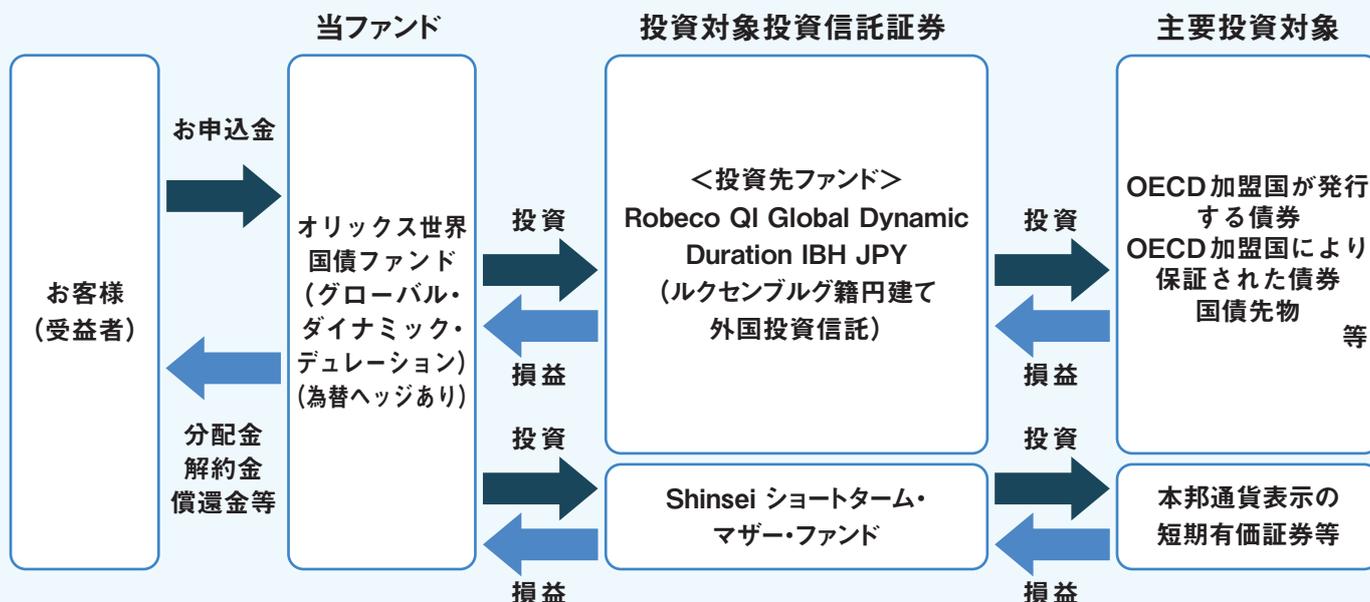
詳しくは3ページをご参照ください。

3. 投資先ファンドの運用は、ROBECO(以下「ロベコ」といいます。)が行います。ロベコは1929年にオランダのロッテルダムで設立された運用会社です。クオンツ投資とサステナビリティ投資を他に先駆けて手掛け、今日では、ロベコは両分野で世界をリードする運用会社となっています。

# ファンドの目的・特色

## |||| ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。原則として、投資先ファンドの組入比率を高位に保ちます。



## |||| 追加的記載事項

### <投資先ファンドの概要>

ファンド名	Robeco QI Global Dynamic Duration IBH JPY
形態	ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人 (会社型投資信託)
主な投資態度	<p>① OECD加盟国が発行する債券もしくはOECD加盟国により保証された債券※(短期債等を含みます。)に投資します。 ※主として大手格付機関においてA格以上の格付けが付与されている債券への投資を行いますが、BBB格の債券に投資を行うことがあります。</p> <p>② リターンの向上を目的として、国債先物取引等のデリバティブ取引を用いてポートフォリオのデュレーション調整を機動的に行います。</p> <p>③ デリバティブ取引はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を図るための手段として用いられます。</p> <p>④ 原則として、組入資産に対し対円で為替ヘッジ取引を行います。</p> <p>市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。</p>
管理会社	Robeco Institutional Asset Management B.V.

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## |||| 主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。

## |||| 分配について

原則として、毎年4月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。

分配金はあらかじめ一定の額をお約束するものではなく、分配金は増減したり支払われない場合もあります。

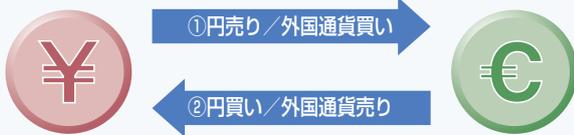
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
			分配金								

※上記のイメージは、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## |||| 為替ヘッジ取引について

- 当ファンドでは、為替変動リスクを低減するため為替ヘッジ取引を行います。
- 円と外貨建て資産の通貨で為替ヘッジ取引を行う場合、一般的に円の短期金利が外貨建て資産の通貨の短期金利よりも低い場合にはヘッジコスト(金利差相当分の費用)が生じ、外貨建て資産の通貨の短期金利が円の短期金利よりも低い場合には、ヘッジプレミアム(金利差相当分の収益)が生じます。

為替ヘッジ取引のイメージ図



「為替ヘッジ取引」とは、通貨の先渡取引\*等を利用し、あらかじめ将来の為替レートを予約しておくことにより、為替変動リスクを低減することです。

\*先渡取引とは、将来のある時点を受渡日として、あらかじめ決定した価格ないしレートで行う取引です。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

## |||| 主な変動要因

価格変動リスク (金利変動リスク)	当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に債券(公社債等)に投資します。債券(公社債等)の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。これら債券(公社債等)の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。
為替変動リスク	当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に外貨建て資産に投資するため、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、その結果投資元本を割り込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。また、当ファンドでは投資先ファンドにおいて、原則として対円で為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの軽減を図りますが、為替ヘッジ取引は、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。
信用リスク	当ファンドが実質的に組み入れた債券(公社債等)の価格は、発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等に影響を受け、発行体が財政難や経営不安となった場合などには大きく下落し、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。これらは基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。
カントリーリスク	当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制、税制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、その結果投資元本を割り込むことがあります。
流動性リスク	当ファンドで実質的に組み入れている債券(公社債等)の中には、市場における流動性が低く、市場環境等によっては、希望する価格、希望する数量の取引が行えないものが含まれている可能性があります。これら流動性の低い債券(公社債等)を売却する場合に、想定した取引が行えない、あるいは不利な価格で取引を行わなければならないことがあります。この影響を受けて基準価額が下落することがあり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

# 投資リスク

## デリバティブ取引に関するリスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的にデリバティブ取引を行います。買い建てたデリバティブ取引等(ロング・ポジション)の価格が下落した場合、もしくは売り建てたデリバティブ取引等(ショート・ポジション)の価格が上昇した場合、これらは基準価額が下がる要因となり、投資元本を割り込むことがあります。また、デリバティブ取引は、取引の相手方(カウンターパーティー)の決済不履行などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被る可能性や、原資産の価格変動以上に価格が変動する可能性、理論価格よりも大幅に不利な条件での売買しかできなくなる可能性や売買そのものができなくなる可能性等があります。これらは基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

## その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

## 委託会社のリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は2023年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの主なリスクおよび留意点は上記のとおりですが、ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

# 投資リスク

## (参考情報)

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



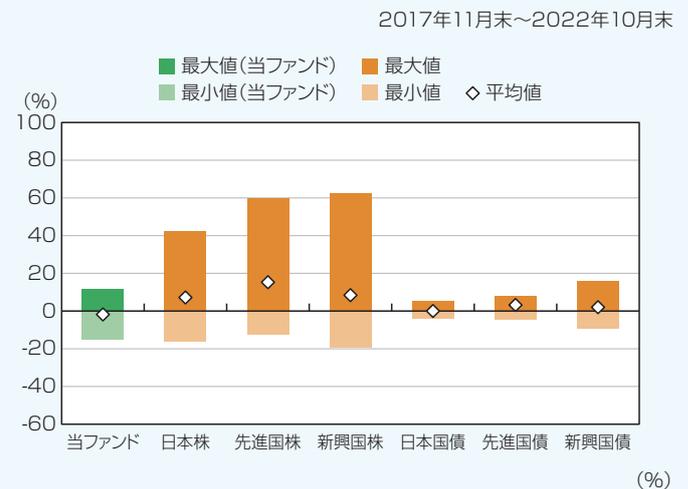
\*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\*年間騰落率は、2019年7月から2022年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラス<sup>(※)</sup>との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	11.5	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値	△ 15.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4
平均値	△ 1.8	7.2	15.3	8.4	0.0	3.2	2.0

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2017年11月から2022年10月の5年間(当ファンドは2019年7月から2022年10月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### (※)各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

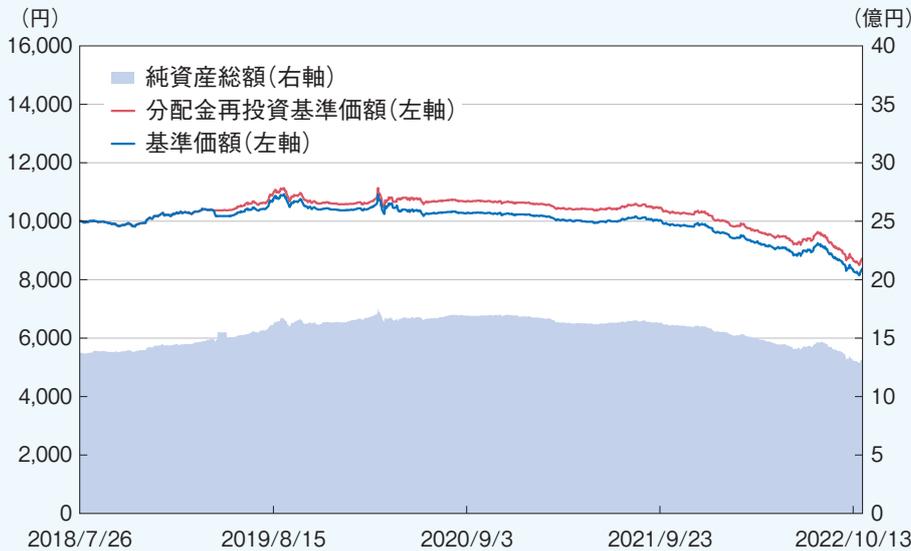
#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

# 運用実績

(2022年10月末現在)

## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移

決算期	分配金
19年4月	200円
20年4月	200円
21年4月	34円
22年4月	0円
—	—
設定来累計	434円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

※基準価額は、信託報酬除後の値です。

※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に収益分配金(課税前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

## 主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

	銘柄名	国/地域	種別	組入比率
1	US TREASURY N/B 15-FEB-2045	米国	国債	3.4%
2	FRANCE (GOVT OF) 25-MAY-2023	フランス	国債	3.4%
3	US TREASURY N/B 15-MAY-2030	米国	国債	2.8%
4	AUSTRALIAN GOVERNMENT 21-APR-2027	オーストラリア	国債	2.7%
5	BUONI POLIENNALI DEL TES 01-NOV-2029	イタリア	国債	2.6%
6	UNITED KINGDOM GILT 31-JAN-2029	英国	国債	2.5%
7	US TREASURY N/B 15-MAY-2030	米国	国債	2.4%
8	US TREASURY N/B 30-JUN-2025	米国	国債	2.3%
9	US TREASURY N/B 31-OCT-2028	米国	国債	2.3%
10	JAPAN (20 YEAR ISSUE) 20-MAR-2042	日本	国債	2.3%

※組入比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

## 年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。〈暦年ベース〉

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2018年は設定日(7月27日)から年末まで、2022年は年初来10月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、8営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2023年4月1日から2023年7月20日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	2025年4月18日までとします。(2018年7月27日設定) ※受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認(書面決議)し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人「Robeco QI Global Dynamic Duration IBH JPY」が償還となった場合(書面決議なし)</li> <li>・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>
決算日	原則として、毎年4月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「受取コース」と、自動的に再投資される「再投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.sbiam.co.jp/">http://www.sbiam.co.jp/</a>
運用報告書	毎年4月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金申込日から起算して4日以内(土日を除きます。)に下記のいずれかに該当する日を含む場合は、購入・換金のお申込みはできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● ルクセンブルグの銀行休業日</li> <li>● 委託会社が定める日</li> </ul>

# 手続・手数料等

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <b>3.3% (税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	かかりません。	

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬) (括弧内数字は税抜)	当ファンドの運用管理費用・年率 (信託報酬)	<b>0.561%</b> (0.51%)	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末(休業日の場合は翌営業日)または信託終了のときにファンドから支払われます。
	(委託会社)	<b>0.220%</b> (0.20%)	委託した資金の運用の対価です。
	(販売会社)	<b>0.308%</b> (0.28%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
	(受託会社)	<b>0.033%</b> (0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	投資対象とする投資信託証券・年率	<b>0.30%</b>	管理・投資運用等の対価です。
	実質的な負担・年率	<b>0.861%程度(税込)</b>	
その他の費用・手数料	当ファンド	信託事務の処理に要する諸費用等	法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10% (税込)を上限とします。
		財務諸表監査に関する費用	監査に係る手数料等(年額682,000円(税込))です。当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。
	投資先ファンド	サービス報酬として、管理事務代行報酬、監査報酬、保管受託銀行報酬、法定書類作成費用等が別途投資先ファンドから支払われます。また、租税、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、為替ヘッジに関する委託手数料等についても別途投資先ファンドより支払われます。	

\*「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間に応じて異なりますので表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2022年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

